

## 高麗の国家体制と公文書

川西裕也

キーワード

朝鮮史学 古文书学 高麗 公文書

## 一、はじめに

高麗（九一八—一三九二年）の古文书〔1〕に関する研究の起  
 点は、二〇世紀初頭に求められる。まずはじめに高麗の古  
 文书に注目したのは、その文面にみえる吏読（漢字による  
 朝鮮語表記法）や俗漢文（朝鮮式漢文）に関心をよせた  
 研究者であった「鮎貝一九七二・五九四—六六〇、小倉  
 一九七四・二七一—四九六」。その後、一九七〇年代まで、  
 高麗の古文书に関する論文が散発的に発表されてはいるも

の、大部分が簡単な史料紹介や訳読、文書にみえる吏読  
 を分析するにとどまっていた「許一九七六・五一—五五、  
 洪一九七六、任一九七一、南一九七四、朴秉濠一九九六」。  
 高麗の古文书に対して歴史学研究者による本格的な検討が  
 はじまるのは、一九八〇年を前後する時期以降のことであ  
 る「木下一九九三、張一九八一」。なかでも、李基白は当  
 時確認されていた古文书の事例を可能なかぎり集めた資  
 料集を刊行し「李基白一九九三」、また許興植は個々の文  
 書をとりあげてその性格と内容を細かく論じており「許

一九八八」、高麗の古文書を体系的に考察するための礎を築いたという点で注目される。

高麗の古文書研究に画期をなすのは、二〇〇〇年、盧明鎬らが編纂した『韓国古代中世古文書研究』上・下巻の出版であろう。「盧明鎬他二〇〇〇 a・b」。上巻は、原文書と写しとを問わず、高麗の古文書を網羅的に収集し、丁寧な翻刻と詳細な釈文をおこなったものである。また、下巻は、高麗の古文書に関わる論文集であり、高い水準の研究論文が収録されている。この盧明鎬らの業績を基礎として、高麗古文書学は大きく進展することとなった。そして現在では、あらたな文書事例が発掘されるとともに、一点一点の文書に着目し、文書の形式・機能とその変遷経緯を詳細に考察した研究が現れはじめている。

本稿は、高麗の古文書のうち、比較的活発に研究がおこなわれている公文書を取りあげ、その概観を試みようとするものである。公文書は、国王が発給主体となる国王文書と、官府・官僚が発給主体となる官文書とに大きく二分することができる。こうした高麗の公文書について、日本語で書かれた論文はそもそも数が非常に少なく、朝鮮語で発表された論文であっても、高麗全時期を通じた概説はほとんど存在しない<sup>3)</sup>。現状において、高麗の公文書の概要を把握することは容易でないといえる。しかし、今後、多国間

における文書の比較研究を本格的にすすめようとするれば、関連研究者間で高麗の公文書に関する基本情報を共有することは重要な課題となると考える。本稿が高麗の公文書の通時的概説を試みようとする理由はここにある。

以下では、先行研究に大きく依拠しつつ、時期別に高麗の公文書の形式と特徴を述べ、また公文書制度を支えた当時の国家体制について言及することにした。ただ、高麗の公文書の事例数は少なく、公文書に関する研究蓄積も十分とはいえないため、現段階で体系的・構造的な叙述をおこなうことは困難である。そのため本稿では、個々の文書の簡単な紹介と、高麗の公文書に関するきわめて大雑把な概要を述べるにとどまっていることをあらかじめお断りしておきたい。

なお、各文書名のつけ方は研究者によって異なっているが、『韓国古代中世古文書研究』上巻に掲載分の文書については、ひとまず同書の文書名にしたがうこととした。

## 二、事元前における高麗の国家体制と公文書

一二三一年（高宗一八）、高麗はモンゴル（後の元）の侵攻をこうむり、その後約三〇年にわたる抵抗のすえ、一二六〇年（元宗元）、モンゴルに藩属することとなった。

この「事元」（元ことに事つかえる）以降、高麗の国家体制は大きな変動をむかえるが、本章ではまず、事元前における高麗（一〇世紀初—一三世紀半ば）の国家体制と公文書の有り様について述べることにしたい。

高麗は、一〇世紀末から一二世紀後半にかけて、唐・宋の「三省六部」制を下敷きとし、これに独自性を加えた中央行政システムを構築していった。官府・官職の名称も唐・宋のそれを多く用いている。また、国王の自称を「朕」、国王の命令を「詔」、臣下から国王への言上を「奏」と称するなど、国王に対して皇帝格の名称が使用された。当時、高麗国王は中国諸王朝（宋・遼・金）に冊封され、中国皇帝に対して事大外交をおこなっていたが、高麗国内の礼制や官僚制度は、おおむね皇帝の格式によりつつ整備されていたのである。宗主国である宋・遼・金なども、こうした高麗の国内における「僭擬」（身分を越えて上位者をまねること）をほぼ黙認していた。その一因として、後の元・明・清のような他を圧する強大な帝国が存在せず、高麗の国家的位相が高まっていたという、当時の東アジア国際情勢があったことは疑いなくであろう。

## （一）国王文書

### 史苑（第七五卷第二号）

ここではまず、事元前の高麗の国王文書からみていくことにしよう。現存する当時の国王文書はわずか二点にすぎない（そのほか、典籍に載録された文書が一点ある）。そのうちの一点が【史料1】として掲げた「張良守及第牒」である〔盧明鎬他二〇〇〇a：五四〕。なお、引用史料中における句読点や括弧などの各種記号は筆者による。（）は補注、「」は史料の原注、□は判読不能な箇所を意味する。また、原文書が現存するものについては行番号を付した。以下同。

【史料1】「張良守及第牒」

……（前欠）……

- 01 教、可丙科
- 02 及第、牒至准
- 03 教、故牒、
- 04 泰和五年乙丑四月日、牒、
- 05 金紫光祿大夫參知政事太子少傅王
- 06 門下侍郎平章事宝文閣太學士同修國史柱國判戶部事  
任
- 07 門下侍郎同中書門下平章事吏部尚書上柱國上將軍判  
兵部御史台事崔
- 08 門下侍郎同中書門下平章事上柱國上將軍監修國史判

礼部事奇

- 09 門下侍郎同中書門下平章事修文殿太學士監修国史上  
柱国判吏部事崔（押）

本文書は、一二〇五年（熙宗元）、王の意をうけた中書門下（宰相府）が張良守なる人物に発給した科擧及第証である。「沈二〇一〇、朴宰佑二〇一〇、朴龍雲一九九〇」。前半部が欠損しているが、残存部分から本文書は、張良守を丙科及第とするという国王の命令「教」を中書門下が奉じ、中書門下所屬の宰相が署名をつらねて、下行文書「牒」の形式で発給したものと推測できる。

注目すべきは、本文書の書式が唐の皇帝文書の一つである「勅牒」のそれとほぼ一致する点である。中村裕一によって復元された唐代の勅牒式を掲げれば次のとおりである。「中村二〇〇三：一六〇」。

【史料2】「唐代勅牒式」

中書門下 牒某

牒、奉勅、云云、牒至准勅、故牒、

年月日 牒、

宰相具官姓名

中書門下が皇帝の命令「勅」を奉じて下行文書「牒」を発給するという内容であり、文書末尾に宰相が署名を加えている。この「唐代勅牒式」と「張良守及第牒」の書式を比較すると、前者における「勅」字が、後者では「教」字となつている点に気づかされる。これは、当時の高麗が「勅」字を「教」字におきかえて使用していたためであるが、矢木毅はその理由について次のように説明している。「矢木二〇〇八a：四九一—五〇〇」。

高麗では、建国後からしばらくの間、「詔」「制」「勅」などと、本来、皇帝のみが使用しうる語を国王の命令語として用いていた。しかし、一〇世紀後半、高麗が宋の冊封をうけると、宋に対する「事大」の礼を正すため、国王の命令語を、中国の礼制において諸侯が用いる語である「教」へと改めた。その後、夷狄視していた契丹（遼）によって強引に藩属をせまられると、藩属によって失墜した国王の權威を回復するため、高麗はふたたび皇帝の礼制を用いるようになった。こうして、国王の命令語として「制」や「詔」などの使用が再開されたが、「勅」に限っては改められることなく、依然として「教」が使用されつづけた。その理由は明らかでないが、いずれにせよ、高麗では「教」字が「勅」字に相当するものとして使用されたのである。「唐代勅牒式」と酷似する「張良守及第牒」に「教」字が使用されて



どる礼部が、下行文書「符」の形式によって本文書を慧諶に發給したのである（32—41行）。

「慧諶告身」の書式は、唐・宋において、皇帝が高官を任命する際に下す「制授告身」の書式と酷似している〔仁井田一九三三・五五九—五六三、仁井田著・池田編一九九七・七一四—七一五〕。

【史料4】「唐代制授告身式」

門下具官封姓名〔応不称姓者、依別制、冊書亦准此〕、德行庸勲、云云、可某官〔若有勲官封、及別兼帶者、云某官及勲官封如故、其非貶責、漏不言勲封者、同銜授法〕、主者施行〔若制授人数多者、並於制書之前名、歷名件授〕、

年月日、

中書令具官封臣姓名宣、

中書侍郎具官封臣姓名奉、

中書舍人具官封臣姓名行、

侍中具官封臣名、

黃門侍郎具官封臣名、

給事中具官封臣名

等言、

制書如右、請奉

制付外施行、謹言、

制可、

年月日、

月日、都事姓名受、

左司郎中付某司、

左丞相具官封名、

右丞相具官封名、

吏部尚書具官封名、

吏部侍郎具官封名、

吏部侍郎具官封名、

左丞具官封名〔其武官、則右丞署、若左右丞内一人無、仍見在者通署〕

仍見在者通署〕

告具官封姓名、奉被

制書如右、符到奉行、

主事姓名

吏部郎中具官封名、 令史姓名、

書令史姓名、

年月日下、

右制授告身式、其余司應授官爵者准此、

「唐代制授告身式」では、中書省が制詞起草し、門下省がその妥当性を審議し、最終的に吏部から下行文書「符」の形式で文書が被任命者に下されることになっていた。一

方、「慧謚告身」においては、起草は知制誥、審査は門下省、「符」の発給は礼部が担っている。この点について、高麗では知制誥が王命の起草をおこなうことがあり、また「慧謚告身」は、僧の任命に関わる文書であるため、吏部ではなく礼部が発給実務をうけもつていたと考えられる。このように、両文書の発給経路には若干の差異がみえるが、「慧謚告身」が「唐代制授告身式」に則って作成されていることは明らかであろう。

そのほか、『三国史記』(一一四五年)や『東文選』(一四七八年)などの典籍には、「冊書」や「制書」、「教書」(皇帝文書「勅書」の「勅」字を「教」字に改変した文書)などといった国王文書の制詞部分が転載されている。「冊書」「制書」「勅書」は、本来、皇帝のみが使用しうる文書形式であったが、先に述べたとおり、当時の高麗では君主が皇帝に擬されることがあったため、これらの文書形式が用いられたのである。以上にみてきたように、高麗の国王文書の形式や機能は、唐、あるいはその影響を強くうけた宋の皇帝文書に多分にならったものといえる。

## (二) 官文書

次に、事元前における高麗の官文書についてみていくこ

史苑(第七五卷第二号)

とにしよう。当時の官文書は現存が確認されていないが、金石文や典籍などに官文書が転載されている場合がある。たとえば、二〇世紀初、朝鮮総督府が各地の寺院に保管されていた各種史料を調査し、編輯・刊行した『朝鮮寺刹史料』には、高麗の官文書である「長城監務官貼」が収録されている。その本文を掲げれば【史料5】のとおりである「朝鮮総督府編一九一一・一七七—一七九、盧明鎬他二〇〇〇a・三六五—三六八」。なお、引用史料中の傍線部を引いた箇所は、「吏誥」、すなわち漢字を借りた朝鮮語表記法である。以下同。

### 【史料5】「長城監務官貼」

監務官貼 長城郡司、 当司准僧録司史椿穎丁巳十一月日貼、同郡監務兼勸農使將仕郎尚衣直長宋某丙辰十月日名狀、 申省、 当司准僧録司僧史仁叙九月日貼、……(中略)……任内同郡戸長徐純仁等丙辰十月報狀内為乎矣、……(中略)……貼内思乙用良、村伏公案良中、法孫伝繼施行為遣、由報為在味、出納為臥乎事、右事湏(Ⅱ須)貼、  
戊午三月二十三日

本文書は、一一九八年(神宗元)、監務官(地方官)が

長城郡司（地方官府）に対し、その管轄下にある寺院の帰属処分を命じた文書である「許一九八八・一五五―一六九、安田二〇〇二、李喆洙一九九七、李炳熙一九九七」。本文書の特徴的な点は、吏読を用いて朝鮮語の構文を形成していることであろう（なお、朝鮮語の構文は日本語と酷似する）。また、他官から発給された文書を入れ子式に引くことによって、文書の発給元を明示し、かつ内容を正確に引用しようとしている。正格漢文で書かれた国王文書にくらべ、一見、雑駁な印象をあたえるが、文書が複雑に行き来する官府・官僚間の意思伝達において誤解・誤読の余地が生じないよう、こうした文体の文書が使用されたものと考えられる。

「長城監務官貼」の本文をみてみると、監務官が長城郡司に対して「貼」（貼す）とはじまり、「右事須貼」（右の事須く貼すべし）と結句されているが、これらはその文書がどのような形式であるかを示す定型表現である。この「貼」という語から、本文書は「貼」という形式をそなえた文書であることがわかる。「貼」という文書形式は、中国諸王朝には確認されず、高麗独自のものと推定されているが、その語源は明らかでない。また、本文書には、長城郡の監務官宋某や戸長徐純仁等が上級官府に上申した文書として「状」が引用されており、当時、上行の官文書とし

て「状」という形式が使用されていたことが知られる。

「貼」や「状」という文書形式の語は、年代記や文集などの史料にもしばしばみえている。そのため、先行研究では、当時の高麗において、官府・官僚間の上行文書として「状」、平行・下行文書として「貼」のみが使用されたと推定されている「朴宰佑二〇〇八・一四」<sup>8)</sup>。唐や宋においては、多種の形式の官文書があり、さらに、それぞれの文書形式は官府・官僚間の統属関係の有無によって使用範囲が細かく規定されていたが、高麗では、そのような錯雑とした官文書の体系が存在しなかったというのである。

しかしながら、「貼」や「状」以外の官文書の存在が史料上にはうかがえるため、こうした先行研究の主張に軽々と賛同することはできない。例えば、「通度寺国長生石標」という碑文には、一〇八五年（宣宗二）に戸部が発給した下行文書「牒」が引用されている「稲葉一九三六・七七―七八、許一九八四・五二六―五二八」。また、先にあげた「張良守及第牒」（史料1）や「慧謨告身」（史料3）は、国王文書の一種であるが、最終的に下行文書「牒」や「符」の形式によって官府から発給されている。これは、当時、官府・官僚間の文書形式として、「牒」や「符」が存在したことを示唆する事例であろう<sup>10)</sup>。このように、官文書として「貼」と「状」のみが使用されたという先行研究の見解

には再検討の余地がある。

とはいえ、史料上に確認される官文書の事例は「貼」や「状」が大多数を占めているため、「貼」や「状」こそが、事元前の高麗において主として使用された官文書であったことは疑いなくであろう。

事元前の高麗における官文書の体系は、史料の不足から明らかでない部分が多い。詳細な検討は他日を期すことにしたい。

### (三) 小結

以上をまとめると、事元前の高麗における国王文書は、かなりの程度、唐・宋の皇帝文書の体系・形式を踏襲していたことが推定される。任命文書や科挙及第証などの国王文書には、権威付けが必要であることから、唐・宋の皇帝文書にならって、その体系・形式が整えられたのであろう。ただ、唐・宋の皇帝文書をそのまま引き写したのではなく、「勅」字を「教」字に改変するなどの独自のアレンジを加えている点が注目される。

一方、官文書としては、吏読で書かれた「貼」と「状」が主に使用されていたようで、その体系・形式には高麗の独自性をうかがうことができる。官文書は何よりも実用性

が重視されるため、唐・宋の官文書の体系・形式に強いてならう必要がなかったものと考えられよう。

### 三、事元期・高麗末期における高麗の国家体制と公文書

一三世紀半ば、モンゴルに藩属してより後、高麗の歴代王は、モンゴル人公主をめぐって元皇室の駙馬(娘婿)となり、また、元の地方行政機関である征東行省の丞相(長官)に任じられることが慣例となった。さらに、高麗歴代の王位継承者は、元の宮廷において皇帝直属の親衛隊である怯薛の一員として養育された。高麗は元における地方分権勢力(「高麗王位下」として形式的に位置づけられ、元から甚大な政治・社会・文化的影響をこうむることになったのである[森平二〇一三a]。

高麗は元に対する僭擬を避けるため、一二七五年(忠烈王元)頃までに、王命の語「聖旨」を「宣旨」、王位継承者の称号「太子」を「世子」と自主的に改めた。また、官府・官職制度を大幅に再編し、それらの名称のうち、元と同一のものを改称した。しかし、一二七六年(忠烈王二)、高麗に駐屯して内政に干渉を加えていた元の達魯花赤(監督官)が、高麗国内で用いられていた王に関わる称号が元の皇帝に対して僭擬であると難詰する事態が生じた。これ

をうけて、高麗では、王命「宣旨」を「王旨」、王の自称「朕」を「孤」、恩赦の語「赦」を「宥」、臣下から王への言上「奏」を「呈」と改称することを余儀なくされた。このように、事元期における高麗国王の位相は、皇帝格から諸侯格へと強制的に引き下げられることとなったのである。

この後、高麗末期（一四世紀後半）にいたると、中国で紅巾軍の反乱がおこり元の支配が大きく動揺し、それにともなつて元の高麗への影響力も弱体化ははじめた。この時期、高麗は元の覇権からの離脱をはかり、官府・官職の名称や礼制の一部を事元前のものへと復帰させている。しかし、こうした高麗のあらたな体制は、国内外で政変があいついだために安定せず、旧制へもどされた官府・官職の名称や礼制も再変更を繰り返した。

高麗末期においては、朱子学を信奉する新興士大夫層が成長し、大規模な土地集積をおこなっていた権勢家に対する批判を強め、政治改革を強硬に主張した。また、紅巾軍や倭寇の高麗への侵入があいつぎ、さらに、元を中華地域から退去させた明が高麗への政治的影響を強めていった。高麗は、こうした国内外の情勢の劇変に抗しきれず、一三九二年（恭讓王四）、武臣として勢力を蓄えていた李成桂（朝鮮太祖）に王位を譲渡して滅亡をむかえたのであった。

(一) 国王文書

事元期の高麗の国王文書は、現存するものが六点、典籍・族譜などに移録された写しが数点確認されている。それらの国王文書は大きく、①高麗独自のもの、②元の影響を受けたもの、という二種類に分けることができる。

まず、高麗独自の国王文書からみていこう。一二八一年（忠烈王七）頃に発給された「修禪社乃老宣伝消息」を次に掲げる「盧明鎬他二〇〇〇a・一九―二〇」。

【史料6】「修禪社乃老宣伝消息」

- 01 至元拾捌年閏捌月 日
- 02 修禪社主乃老所志教矣、去甲寅年分、国朝以誅
- 03 流員将矣奴婢等乙、公私分属令是教是次、同年二月
- 04 分、主掌都官以、教定別監出納乙、擿為、矣出父礼賓
- 05 卿梁宅椿亦中、卒宰臣鄭晏婢世屯矣所生婢古
- 06 次左年四十八矣身、及右婢矣所生等乙、官文成給
- 07 教等用口（||良）、
- 08 右古次左婢矣長所生逸三奴矣身乙良、同生弟別将梁
- 彌 矣身亦、伝持使用為遣、出父亦中、賜給教是後
- 良中沙、□

09 長為乎所生奴巾三矣身以、矣亦中仰使内如乎在乙、  
矣發

10 願修補為本社安邀為乎丹本大藏宝良中、右巾三矣  
11 身乙、所生并以、属令是白去乎在等以、争望  
為行闕有去等、

12 禁止為遣、鎮長属社令是良於為教、

13 左承旨興威衛上将軍判司宰寺典理司事趙(署)

「修禪社乃老宣伝消息」は、修禪社(松広寺)の僧である乃老が、父から譲りうけた奴婢とその子を契丹大藏宝(契丹大藏経を管理するためにおかれた組織)に所属させることを請願し、これに対して王が許諾する旨をつたえた文書である「洪一九七六、任一九七一、南一九七四」。本文には要件のみが書かれているが、事元前とは異なり、国王文書でありながら、全文が吏読によって書かれている点が大きな特徴である。本文書は、王命の出納をつかさどる密直司から発給されており、末尾に承旨(密直司所属の官職のひとつ)の署名がみえる。このような文書は「宣伝消息」と称されるが、これは、一二七五年(忠烈王元)、小事に關わる王命を地方に伝達するため、あらたに生み出された文書形式であった<sup>1)</sup>。

もうひとつ高麗独自の文書の例として「楊以時紅牌」が

あげられる「盧明鎬他二〇〇〇a…八五―八六」。

【史料乙】「楊以時紅牌」

01 准

02 王命、 成均養正齋生楊 以時、

03 賜

04 同進士出身者、

05 至正十五年二月 日

06 同知貢挙將仕郎遼陽等処行中書省照磨奉翊大夫

密直使宝文閣大提学同知春秋館事上護軍安(押)

07 知貢挙征東行中書省左右司都事三重大匡益山君

李(押)

「楊以時紅牌」は、一三五五年(恭愍王四)、文官の人事をつかさどる典理司が王命を奉じて楊以時に発給した「紅牌」(科挙及第証)である「朴宰佑二〇一〇、朴成鎬二〇一二、朴龍雲一九九〇」。「王命にしたがって、成均養正齋生(国立教育機関である成均館の学生)の楊以時に同進士出身(科挙及第)を賜う」という文言が記され、末尾に科挙を主管した知貢挙二名の署名がならんでいる。本文書を、唐・宋制の影響をこうむったことが明らか「張良守及第牒」(史料1)と比較すれば、おなじ科挙及第証

でありながら、両者はまったく異なる書式を有することがわかる。

右にあげた「宣伝消息」や「紅牌」は、唐・宋や元の皇帝文書に類例を見出せないものであり、事元以降、高麗が独自に創出した国王文書と考えられる。こうした形式の国王文書は朝鮮王朝（一三九二—一八九七年）の初期にも引きつづいて使用された。

事元期の国王文書として第二にあげられるのが、元の影響をうけた文書、すなわち、高麗が元の公文書を参考に創出したと推定される文書である。次に、族譜に転載された「金汝孟功臣教書」を掲げよう〔盧明鎬他二〇〇〇a.: 三二—三三〕。

【史料8】「金汝孟功臣教書」

皇帝福蔭（Ⅱ蔭）裏、特進上柱国開府儀同三司征東行中書省右丞相駙馬高麗国王、論一等功臣朝奉大夫試衛尉尹世子右贊懷（Ⅱ德）金汝孟、自漢唐以来、至于本朝、臣下有殊功茂烈、則特賜丹卷（Ⅱ券）、用示厚賞、此乃有国有家者之通制、所以旌善勸後也、然古代君子之功、徒以辺境上、对敵決勝、或朝廷間、制度定策之功、耳、越辛未歲、寡人為安社稷、入侍天朝、備嘗險阻之時、爾国耳忘家、勤勞随從、至于四年、終始一心、又輔導

寡人、請婚天戚、復整三韓、流榮万国、式至今日之休、朕嘉其功、記其勞、賜以丹卷（Ⅱ券）、仍給田丁奴婢、粗答忠誠、然而功大賞微、常有歉然之意、謹聞上国賞賚功臣之制、容有犯禁、不加於法、雖至九犯、終不之罪、及至十犯、不得已論之、至於子孫亦如之、今欲循上国之制、確行而不變、爾雖有大犯、若不逾十犯、誓終赦宥、將使後世子孫、永受其賜、当予莅政之時、無復置（Ⅱ致）疑、至於後嗣、君王、宜通遵朕意、堅行此制、但欲都俞相慶、永保国家耳、故茲詔示、詳（Ⅱ想）宜知悉、至元二十九年壬辰十二月 日

一二九二年（忠烈王一八）、国王が官僚の金汝孟の功績を認定し、彼を慰諭した文書である〔盧二〇〇〇〕。文頭の「皇帝福蔭裏」は、「皇帝の大いなる幸いのもとに」というモンゴル語の漢語表記で、元において皇族が発給した文書の冒頭定型句の一部である〔松川一九九五：三八—四〇〕。また、文末にみえる「故茲詔示、詳宜知悉」（故に茲に詔示す。思うに宜しく知悉すべし）は、宋の皇帝文書に用いられる定型句であった〔沈二〇〇七：一七一—一七四、矢木二〇〇八a.: 四九—四九七〕。

国王が臣下を慰諭する「金汝孟功臣教書」のような文書は、事元前の高麗においても使用されていた。事元前の慰

諭文書の原文書は現存していないが、制詞部分が典籍に転載されており、その存在を確認することができる。そのうちのひとつが、一二世紀初め、反乱軍を鎮圧した金富弼にあたえられた慰諭文書であり、その制詞の文面には、「教某、……（中略）……故茲詔示、想宜知悉、春暄、卿比安好、遣書指不多及」とみえている。この制詞は、「教某」（某に教す）とはじまり、文末に「故茲詔示、想宜知悉」という定型句があり、最後に「春暄、卿比安好、遣書指不多及」（春暄、卿比安好なるか。書を遣るも指は多くは及ばず）という時候の挨拶で結ばれている。これを参考とすれば、「故茲詔示、想宜知悉」という文末定型句があることから、「金汝孟功臣教書」の書式は、事元前の慰諭文書を継承したものと推定される。

このように「金汝孟功臣教書」は、伝統的な中原王朝の皇帝文書（事元前の高麗の国王文書）を基とし、これに元の皇族文書の冒頭定型句が付け加えられた書式を有していると理解できよう。先述のとおり、事元期において高麗の君主は、元皇室の駙馬（娘婿）かつ国王という身分（駙馬高麗国王）を獲得していたため、「皇帝福蔭裏」という冒頭定型句を使用したであろう。

その一方で、「金汝孟功臣教書」の文末には「故茲詔示」とあり、本来、皇帝のみが使用できる「詔」字を用いると

いう僭擬を犯している点が注目される（文書本文中には皇帝の自称「朕」もみえる）。これは、「金汝孟功臣教書」が高麗のモンゴル藩属（一二六〇年）からさほど遠くない時期に発給されており、いまだ事元前の旧習にしたがっていた部分があつたためと考えられる。矢木毅によれば、大徳年間（一二九七—一三〇七年）頃までにこうした僭擬は改められ、高麗国王の文書に用いられる語は、諸侯の格式に完全に引き下げられたという〔矢木二〇〇八a・四九九〕。「金汝孟功臣教書」は、高麗の国王文書が皇帝格から諸侯格へと移行する過渡期に発給された文書であつたといえる。

もう一つ、元の影響を受けた可能性がある国王文書として、任命文書の一つである「官教」があげられる。次掲の「申祐官教」は、一三四四年（忠穆王即位）、国王が官僚の申祐を神虎衛保勝撰護軍という武官職に任命した文書である〔川西二〇一四a・四六〕。

【史料9】「申祐官教」

- 01 王旨、  
申祐為神虎衛
- 02 保勝撰護軍者、
- 03 至正四年四月廿九日
- 04

冒頭に「王旨」（王のおおせ）とあり、ついで「申祐を神虎衛保勝撰護軍と為す」という文言がつづき、発給年月日の上から王印（元より下賜されたパクパ字「駙馬高麗國王印」）が捺されている。「申祐官教」の書式は、「慧謹告身」（史料3）などの事元前の任命文書とはまったく異質なものであることがわかる。「申祐官教」とほぼ同様の書式を有する任命文書は、朝鮮王朝でも用いられており、「官教」あるいは「王旨」「教旨」と称されている。

高麗の「官教」の事例としては、このほか、一三二五年（忠肅王一二）、「金子松を檢校神虎衛保勝中郎將」という武官職に任じた「金子松官教」があげられる。ただし、その原文書は残っておらず、典籍に転載された写しのみが伝存している（川西二〇一四a・四五）。

【史料10】「金子松官教」

國王鈞旨、金子松為檢校神虎衛保勝中郎將者、泰定二年四月日、

本文書の場合、冒頭に「國王鈞旨」とある点が注目される。「鈞旨」は「おおせ」を意味し、元において皇室の駙馬あるいは宰相が文書に使用する語であった。先述のとお

り、高麗の君主は、国王であると同時に、皇室の駙馬かつ征東行省丞相の身分を有していたため、「國王鈞旨」という、元では使用例のない独特な語を使用したのであろう。なお、「金子松官教」（一三二五年）と「申祐官教」（一三四四年）で、冒頭定型句が「國王鈞旨」から「王旨」へと変化しているのは、この間に「官教」の書式が改変されたものと考えられるが、あるいは、「國王鈞旨」と「王旨」という語が同時期に併用された可能性もある。

ところで、こうした高麗の「官教」の書式は、元の皇帝が官僚を任命する文書形式である「宣」（宣命）のそれと類似する点が多い。例として、明初の典籍に転載された元の「宣」をみてみよう。一三一八年（忠肅王五）発給の「吳澄宣」の録文を掲げれば、次のとおりである（神田一九八四・一一〇—一一一）。

【史料11】「吳澄宣」

上天眷命、

皇帝聖旨、文林郎国子司業吳澄、

可授集賢直学士奉議大夫、宜

令吳澄、准此、

延祐（宝）五年正月

冒頭の「上天眷命、皇帝聖旨」は、元の皇帝文書に見える定型句で、「とこしえの天の力に、皇帝のおおせ」を意味する。つづいて、文林郎（正七品）・国子司業吳澄に集賢直学士・奉議大夫（正五品）を授くべし、という任命内容が記され、「宜令吳澄、准此」（宜しく吳澄に令ずべし。此に准ぜよ）という文末定型句で結ばれている。最後に発給年月日が書かれ、「宝」（皇帝の御璽）が捺されている。

このように、高麗の「官教」と元の「宣」は、いずれも官府・官僚の副書を必要とせず、君主の印が捺されるのみで発給されており、前者は後者の影響を受けて成立した可能性が想定される。なお、「金子松官教」（史料10）の「国王鈞旨」という語については、「鈞旨」が元の皇室の駙馬や宰相が文書に使用する語であるため、元の文書の用法が影響をあたえたことは明らかであろう。

以上でみてきたように、事元期には、高麗が独自に創出した国王文書と、元の影響をうけた国王文書が使用されていた。しかし、高麗末期、高麗が元から距離をおくようになると、国王文書の文面から、元の公文書の定型句が排除されるようになった。次掲の「鄭光道褒奨教書」をみてみよう〔盧明鎬他二〇〇〇a・三五―三六〕。

【史料12】「鄭光道褒奨教書」

史苑（第七五卷第二号）

## 教

- 01 福州牧使光道、□（〓覽）
- 02 所上牋、賀捕賊、事
- 03 具悉、窮寇之来、□（〓肆）
- 04 毒、有如蜂蠆、義
- 05 兵所至宣威、奚□（〓笛）
- 06 雷霆、当其奏凱
- 07 而還、嘉乃馳牋而
- 08 賀、故茲教示、想□（〓宜）
- 09 知悉、春暄、卿比平
- 10 安好、遣書指不多
- 11 及、
- 12 至正二十年三月 日
- 13

これは、一三六〇年（恭愍王九）、福州牧使（地方官）の鄭光道にあたえられた慰諭文書である。「韓・張一九八二・六一―六二、沈二〇〇七、沈・魯二〇一二・二四―二六」。鄭光道は、高麗に侵入してきた紅巾軍が撃退されたという報を聞き、戦勝を慶賀する文をいち早く国王に奉った。その功を嘉した国王が彼にこの文書をあたえたのである。

「鄭光道褒奨教書」の冒頭には「教」と大字で書かれている。また、文末には「故茲教示、想宜知悉」という定型句があり、最後は「春暄、卿比平安好、遣書指不多及」という時候の挨拶で結ばれている。

先にふれたとおり、こうした慰諭文書は事元前から使用されていたが、事元期にはいると、「金汝孟功臣教書」（史料8）にみられるように、元の皇族文書の冒頭定型句と伝統的な中原王朝の皇帝文書の文末定型句が共存する書式を有するように変化した。そして、高麗末期、元から距離をおいた時期に発給された、この「鄭光道褒奨教書」では、元の皇族文書の冒頭定型句が消滅し、事元前の慰諭文書とほぼ同一の書式を有するようになっていた。このような書式の改定は、官府・官職の名称や礼制を事元前のものへと改めようとする動きの一環としておこなわれたものである。

ただ高麗末期において、慰諭文書の書式が事元前のものへと完全にもどされたわけではないという点に注意する必要がある。「鄭光道褒奨教書」では、慰諭文書の文末定型句として従来使用されていた「故茲詔示」の「詔」字が「教」字へと改められているのである。

これは、大徳年間（二二九七—一三〇七年）頃までに、元に対する高麗の僭擬が完全に改められ、国王文書の用語

が諸侯格に引き下げられていたためであった。当時の高麗において「教」字は、もはや「勅」字や「詔」字を単にいかえたものではなく、純粹な諸侯の命令語を意味するようになっていた（『天木二〇〇八a:四九九』。一四世紀半ば、高麗は元の覇権からの離脱を試みたにもかかわらず、君主の位相が諸侯格から皇帝格へと上昇することは基本的になく、依然として諸侯格が維持されていたのである。その背景として、当時、高麗に広まりつつあった、名分を重んじる朱子学の思想的影響があったことが推測されよう。

## （二）官文書

事元以降の高麗では、事元前と同様、上行文書として「状」、平行・下行文書として「貼」が主として使用されていた模様であり、「金炯秀二〇〇八、朴宰佑二〇〇八」、<sup>①</sup>實際、<sup>②</sup>録文ではあるが、当時の「貼」の事例がいくつか確認される。

ただ、高麗末期にはいると、「貼」や「状」以外にも、「呈」「牒」「関」「箭付」など、元や明で使用されていた官文書の形式の名称が史料上にみえるようになる。『吏文』（一五世紀半ば成立）という史料は、高麗・朝鮮王朝と明との間で往来した外交文書を集成したものであるが、ここに高麗

が明に送った外交文書がいくつか収録されている。その外交文書の文中に、高麗国内において使用された文書として、上行文書「呈」<sup>18)</sup>、平行・下行文書「牒」<sup>19)</sup>、「関」<sup>20)</sup>、「下行文書」<sup>21)</sup>「箭付」などの名称が散見されるのである。

もちろん、『吏文』所収の外交文書のなかに、官文書の形式の名称が引かれているからといって、「呈」「牒」「関」「箭付」が高麗国内で使用されていたと直ちに結論づけるのは早計であろう。これらの文書が引かれているのは、高麗が明に送った外交文書中であるため、「呈」「牒」「関」「箭付」という名称は文面上の単なる修飾辞であり、実際に使用された行移文書は「状」や「貼」であった可能性を必ずしも否定できないのである。しかし、『吏文』に引かれた官文書のうち、「関」や「牒」の場合に限っては、「関請照驗」（関すれば照驗を請う）や「牒請照驗」（牒すれば照驗を請う）といった文末定型句までが引用されている点が注目される。もし「関」や「牒」が単なる修飾辞であれば、このような文末定型句まで引用する必要はないものと思われる。したがって、当時、「関」や「牒」が実際に高麗国内で発給されていたと想定して大きな無理はないものと考えられる。「ムン二〇一〇…四六一四七」。また、高麗末期の制度を多く踏襲している朝鮮王朝の初期には、「呈」「牒」「関」「箭付」など、明の影響をこうむったことが明らかな官文

書が用いられているため、高麗末期においても、すでに元や明の官文書の体系・形式を受容して国内で使用していた可能性は高いといえよう。

そうした推測を裏付ける史料として「金天富任命箭付」<sup>22)</sup>があげられる。本文書は族譜に転載されたもので、発給年月日が欠落しているが、官職名からみて高麗末期に発給されたものと推定される〔川西二〇一四c・一六二〕。

【史料13】「金天富任命箭付」

王旨裏、東北面和寧道上元帥府、今擬檢校大將軍金天富充（某）軍百戸勾当、凡事公勤、毋得慢易、所有箭付、須議出給者、

右箭付金天富、準此、

本文書は、地方の軍政をつかさどる東北面和寧道上元帥府が、金天富を百戸という軍官職に任じた任命文書である。その文面をみてみれば、まず文頭に「王旨裏」とある。元の官文書では、文頭に「皇帝聖旨裏」（皇帝の聖旨によって）などという、モンゴル語を漢訳した權威付与の文言が附されることが通例であった〔劉二〇〇七・一八二〕。これを参考にとすると、「王旨裏」は、「王のおおせによつて」というモンゴル語の漢語表記で、權威付与を意味する語と考え

られる。ただし、「王旨裏」という、「王のおおせ」を權威のよりどころとする文言は、元に類例がみられないため、高麗において創出されたものと推定される。また、「王旨裏」につづいて、東北面和寧道上元帥府が、金天富を百戸の任務に充てることを擬定し、勤務に努めて怠ることのないようにと説いている。最後に、「所有箭付、須議出給者、右箭付金天富、準此」（所有の箭付、須く議して出給すべし。右を金天富に箭付す。此に準ぜよ）という定型句で文章が締めくくられている。

注目すべきは、この「金天富任命箭付」の書式が、元において任命に用いられた「箭付」（以下、「任命箭付」と称する）の書式と酷似している点である。元代に発給された「張永帰任命箭付」（録文）を掲げれば次のとおりである〔宮二〇〇四・二三五〕。

【史料14】「張永帰任命箭付」

皇帝聖旨裏（＝裏）、江淮諸路釈教都總統所、今擬僧張永帰（充）徽州路万寿寺甲乙住持勾当、

凡事奉公、毋得慢易、所有箭付、須議出給者、右箭付僧張永帰、准此、

張永帰住持

至元二十五年八月〔印〕日〔押〕

右に掲げた史料は、一二八八年（忠烈王一四）、江淮諸路釈教都總統所（江南地方の仏教統轄機関）が僧の張永帰を徽州路万寿寺の住持に任じた文書である。この「張永帰任命箭付」と「金天富任命箭付」を対照してみれば、両者の書式はほぼ合致することがわかる。高麗の「金天富任命箭付」が元の任命関連の「箭付」を下敷きに成立したことは明らかであろう。

このように、高麗末期においては、元のものとほぼ同一の書式を有する「任命箭付」が使用されていた。この点から類推すれば、「呈」「関」「牒」など、元や明で使用されていた官文書の形式もまた、当時、すでに高麗で用いられていた可能性は一層高くなるものといえよう。

ただ注意すべきは、高麗末期にも、従来の「貼」「状」が依然として使用されている点である。「貼」「状」は朝鮮王朝にはいると、その存在が確認されなくなるため、高麗末期に使用がやめられたものと推測されるが、そのような変化がいつどのように起こったのかは明らかとされていない。高麗末期より朝鮮初期における官文書体系の変遷過程は、今後解明すべき課題のひとつとして残されている。

（三） 小結

事元期における高麗の公文書の特徴として、元の公文書の影響が非常に強いという点があげられる。その理由として、高麗のモンゴル藩属という時代状況が大きく作用していたことはいまでもない。事元以降、高麗と元との間で人とモノが活発にいきかい、それにともなつて、両国間で膨大な量の公文書がやりとりされたと考えられる。こうした両国間の活発な公文書往来は、元の皇帝が高麗人を官職に任命した「宣<sup>ᄃᆞᆯ</sup>」や、元の帝師（元の仏教界の最高位）が高麗の寺院に下したと推定される保護<sup>ᄃᆞᆯ</sup>状などの存在が裏付けてくれよう。事元以降の高麗では、このように多量に流入してきた元の公文書を多分に参照しつつ、自国の公文書制度の整備をすすめたと推定される。それにともなつて、元制を受容した公文書が用いられるようになったが、一方では、高麗が独自に創出した公文書も使用されており、当時の公文書の有り様は多様性を帯びていたといえる。

事元以降の高麗では、国王文書の格式は諸侯格に強制的に引き下げられた。その後、高麗末期に元から距離をおくようになると、高麗は国王文書の文面から元の公文書の定型句を排除するようになったが、国王文書の格式は基本的に諸侯格のまま維持された。もはや高麗では、国王を皇帝とみなす僭擬を犯すことはなくなったのである。こうした姿勢は後の朝鮮王朝にも引きつがれた。

また、官文書について述べれば、事元前と同じく、主として「状」「貼」が使われていたようであるが、高麗末期までには、「関」や「牒」「箭付」など、元や明の影響をうけた官文書が使用されるようになったと考えられる。そして、高麗末期から朝鮮建国までのある時期、「状」「貼」の使用が停止された。このようにして整理された公文書の体系と形式は、朝鮮王朝の公文書制度の基礎となったのである。

#### 四、おわりに

以上、先行研究によりつつ、高麗の公文書の有り様を通時的に眺めてきた。表層をなすだけの雑駁な概論となつてしまつたが、本稿が文書の多国間比較研究をすすめるための踏み台となれば幸いである。最後に、高麗の古文書研究に関して、今後の課題をいくつか指摘して結びにかえたい。

近年、関連論文が徐々に発表されるようになってきたとはいえ、高麗の古文書に関わる研究は質量ともに不十分といわざるをえず、まずなによりも地道な研究の蓄積が必要である。そのためには、文書事例のさらなる探索が重要な意味をもつ。原文書の発掘はもとより、後代の典籍や族譜

に転載された文書を悉皆調査する作業に一層力をいれることが求められよう。

また、現存する文書に対する徹底した分析作業の推進を期待したい。高麗時代の文書の墨・紙質・印章などについては、解明されていない部分が非常に多い。原文書の現存数は少ないとはいえず、そこからはきわめて大きな収穫を得ることができると考える。例えば、文書に捺された印文が解読されるだけでも、その文書の発給主体を解き明かす貴重な情報源となるのである。なお、原文書の紙・墨に対する科学的分析方法はいまだ確立されていないが、この点については、今後、日本の古文書研究との共同研究も視野にいれていく必要があるだろう。

古文書の伝来過程に対する検討も重要な課題である。日本・西欧にくらべ、現存する高麗の古文書の事例数はなぜこれほどまでに少ないのか、その要因を実証的に解き明かす必要がある。従来漠然と推測されてきたように、高麗から朝鮮への王朝交替や、朝鮮半島で幾度となく生じた戦乱が、文書の残存現況に影響をあたえたことは疑いない。しかし、高麗・朝鮮王朝の政治体の構造や、当時の人々の対文書意識も、文書の残存状況に強く作用したのではないだろうか。すべて今後の課題としたい。

参考文献（五十音順、朝鮮語は日本語に訳した）

- 赤木崇敏 二〇〇八 「唐代前半期の地方文書行政―トウルファン文書の検討を通じて―」 『史学雑誌』 第一一七編 第一一号、東京、七五―一〇二頁。
- 鮎貝房之進 一九七二 「俗文攷」 『雑攷 俗字攷・俗文攷・借字攷』 第六輯下編、国書刊行会、東京、五七五―七九七頁（初出…一九三四）。
- 稲葉岩吉 一九三六 「長生標および長生庫」 『枳椇』 大阪屋号書店、京城、六九―一一頁（初出…一九三一）。
- 小倉進平 一九七四 「郷歌及び吏読の研究」 京都大学文学部国語学国文学研究室編 『小倉進平博士著作集』 第一卷、京都大学国文学会、京都、一―五九八頁（初出…一九二九）。
- 川西裕也 二〇一四 a 「『頤齋乱藁』 辛丑日曆所載の高麗事元期から朝鮮初期の古文書―官教・朝謝文書の新事例―」 『朝鮮中近世の公文書と国家―変革期の任命文書をめぐって―』 九州大学出版会、福岡、三九―六九頁（初出…二〇一〇）。
- 川西裕也 二〇一四 b 「高麗事元期から朝鮮初期における任命文書体系の再検討」 『朝鮮中近世の公文書と国家』 前掲、七一―九七頁（初出…二〇一一）。

川西裕也二〇一四c。「事元以後における高麗の元任命  
筋付の受容―「金天富筋付」の検討―」『朝鮮中近世  
の公文書と国家』前掲、一五五―一八八頁（初出…  
二〇〇九）。

韓国宗敎史研究会編一九九八『城隍堂と城隍祭―淳昌城  
隍大神事跡記研究―』民俗苑、ソウル。

韓相俊・張東翼一九八二「安東地方に伝来した高麗古文  
書七例検討」『慶北大学校論文集（人文・社会科学学）』第  
三三輯、大邱、五三一―六二頁。

神田喜一郎一九八四「八思巴文字の新資料」『神田喜一郎  
全集』第三卷、同朋舎出版、京都、八二―一一九頁（初  
出…一九六九）。

木下礼仁一九九三『三国遺事』金傳大王条にみえる「冊  
尚父誥」についての一考察―唐告身との関連性によせ  
て―『日本書紀と古代朝鮮』塙書房、東京、三五九―  
三九四頁（初出…一九七九）。

許興植一九七六『韓国中世社会史資料集』亜細亜文化社、  
ソウル。

許興植一九八四『韓国金石全文』中世上、亜細亜文化社、  
ソウル。

許興植一九八八『韓国の古文書』民音社、ソウル。  
金炯秀二〇〇八「高麗時代の貼と申省状」『韓国史研究』

第一四二号、ソウル、一四三―一六九頁。

金甲童一九九七「高麗時代 淳昌の地方勢力と城隍信仰―  
「城隍大神事跡」懸板を中心に―」『韓国史研究』第九七  
号、ソウル、六五―九五頁。

金芳漢一九九九「パスバ文字資料」『モンゴル語研究』ソ  
ウル大学校出版部、ソウル、二〇七―二二四頁（初出…  
一九七二）。

洪淳鐸一九七六「松広寺円悟国師奴婢帖」『湖南文化研究』  
第八輯、光州、一二五―一四二頁。

近藤剛二二〇一〇『平戸記』所載「泰和六年二月付高麗国  
金州防禦使牒状」について『古文書研究』第七〇号、東京、  
一八―三六頁。

崔鉉植二〇〇〇「高麗時代 国王文書の種類と機能」『韓  
国古代中世古文書研究』下巻、ソウル大学校出版部、ソ  
ウル、二九―五五頁（初出…一九九九）。

崔承熙一九八九『改正増補版』韓国古文書研究』知識産  
業社、ソウル（初版…一九八一年）。

照那斯因一九九五「関于元統二年正月八思巴字聖旨抄件  
漢訳中的若干問題」『内蒙古大学学报（哲学社会科学版）』  
一九九五年第三期、呼和浩特、六一―六三頁。

沈永煥二〇〇七「高麗時代 奨諭敎書様式」『蔵書閣』第  
一八輯、城南、一六三―一八五頁。

- 沈永煥二〇一〇『高麗時代 中書門下教牒』笑臥堂、ソウル。  
沈永煥二〇一二「モンゴル時代 高麗の王命」『泰東古典研究』第二九輯、南楊州、一八九—二二六頁。  
沈永煥二〇一三「モンゴル時代 高麗人 李達漢のパクパ (Phags-pa、八思巴) 文字 宣命」『漢文学論集』第三七輯、公州、三一九—三五五頁。  
沈永煥・魯仁煥二〇一二「朝鮮時代 教書の淵源と分類」『漢文学論集』第三四輯、龍仁、九—四九頁。  
任昌淳一九七一「松広寺の高麗文書」『白山学報』第一号、ソウル、三二—五一頁。  
田川孝三一九七六「朝鮮の古文書—官文書を主として—」佐藤進一編『書の日本史』第九卷、平凡社、東京、一三八—一五二頁。  
田中謙二二〇〇〇「元典章文書の研究」『田中謙二著作集』第二卷、汲古書院、東京、二七五—四五七頁。  
朝鮮総督府内務部地方局編一九一一『朝鮮寺刹史料』上巻、京城。  
張東翼一九八一「恵謙の大禪師告身に対する検討—高麗僧政体系の理解を中心に—」『韓国史研究』第三四号、ソウル、九五—一一五頁。  
中村裕一 一九九二「唐代官文書研究の意義と課題」『唐代官文書研究』中文出版社、京都、三一—三八頁。  
中村裕一 一九九六「敦煌・吐魯番文献中の唐代公文書」『唐代公文書研究』汲古書院、東京、一—二七五頁（初出：一九九二）。  
中村裕一 二〇〇三『隋唐王言の研究』汲古書院、東京。  
南豊鉉 一九七四「一三世紀 奴婢文書の史読」『檀国大学校論文集』第八輯、ソウル、九—二八頁。  
南豊鉉 一九九四「高麗初期の帖文とその史読について—醴泉鳴鳳寺慈寂禪師碑の陰記の解読—」『古文書研究』第五号、城南、一—一九頁。  
南豊鉉 一九九五「淳昌城隍堂懸板について」『古文書研究』第七号、城南、六九—九三頁。  
仁井田陞 一九三三『唐令拾遺』東方文化学院東京研究所、東京。  
仁井田陞著・池田温編集代表 一九九七『唐令拾遺補』東京大学出版会、東京。  
平田茂樹二〇一二 a「文書を通して見た宋代政治—「筭子」、「帖」、「牒」、「申状」の世界—」『宋代政治構造研究』汲古書院、東京、二九五—三二八頁（初出：二〇〇七）。  
平田茂樹二〇一二 b「文書を通して見た宋代政治—「関」、「牒」、「諮報」の世界—」『宋代政治構造研究』前掲、三一—三四二頁（初出：二〇〇九）。  
朴宰佑 二〇〇五「王命の種類と頒布」『高麗国政運営の体

系と王権」新丘文化社、ソウル、四五―八一頁（初出…二〇〇三）。

朴宰佑二〇〇八「高麗時代の官文書と伝達体系」『古文書研究』第三三号、ソウル、一一―二八頁。

朴宰佑二〇一〇「高麗時代紅牌の様式と特徴―張良守紅牌を中心に―」『古文書研究』第三七号、城南、一―三三頁。

朴竣鎬二〇〇九a「礼のパターン―朝鮮時代文書行政の歴史―」笑臥堂、ソウル。

朴竣鎬二〇〇九b「韓国の古文書形式と礼制体式」『古文書研究』第六七号、東京、一一―三三頁。

朴成鎬二〇一二「麗末鮮初紅牌・白牌様式の変化と意義」『古文書研究』第四〇号、城南、一―三四頁。

朴秉濠一九九六「高麗末の奴婢贈与文書と立案」『近世の法と法思想』図書出版ジンウォン、ソウル、六一―五―

六三〇頁（初出…一九七九）。

朴龍雲一九九〇「高麗時代の紅牌に関する一考察」『高麗時代 蔭叙制と科擧制研究』一志社、ソウル（初出…一九九〇）。

松川節一九九五「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢』

第二九号、大阪、二五―五二頁。

宮紀子二〇〇四「徽州文書新探―『新安忠烈廟神紀実』

史苑（第七五卷第二号）

より―』『東方学報』第七七冊、京都、一六〇―二二三頁。  
ムンポミ二〇一〇「朝鮮時代官文書 関の起源と受容―行移体系を中心に―」『古文書研究』第三七号、城南、三五―六二頁。

森平雅彦二〇〇七「朝鮮における王朝の自尊意識と国際関係―高麗の事例を中心に―」今西裕一郎編『九州大学二一世紀COEプログラム「東アジアと日本―交流と変容―」統括ワークショップ報告書』九州大学大学院比較社会文化研究院、福岡、一五三―一六三頁。

森平雅彦二〇一三a「モンゴル覇権下の高麗―帝国秩序と王国の対応―」名古屋大学出版会、名古屋。

森平雅彦二〇一三b「大元ウルスと高麗仏教―韓国・松広寺所蔵の元代チベット文法旨をめぐって―」『モンゴル覇権下の高麗』前掲、二七五―三一五頁（初出…二〇〇二）。

矢木毅二〇〇八a「高麗王言考」『高麗官僚制度研究』京都大学学術出版会、京都、四八九―五二二頁（初出…一九九四）。

矢木毅二〇〇八b「高麗時代の銓選と告身」『高麗官僚制度研究』前掲、一一七―一六八頁（初出…二〇〇〇）。

安田純也二〇〇二「高麗時代の僧録司制度」『仏教史学研究』第四五卷第一号、京都、五五―七四頁。

- 羅輝映 一九八六「明代文書制度初探」『四川大学学報叢刊』  
第三〇輯、成都、四五—五九頁。
- 李基白 一九九三『(第二版) 韓国上代古文書資料集成』一  
志社、ソウル（初版：一九八七）。
- 李喆洙 一九九七「長城白巖寺貼文の吏読について」『韓国  
学研究』第八輯、仁川、一一七—一二二頁。
- 李炳熙 一九九七「高麗末 朝鮮初 白羊寺の重創と經濟問  
題」『韓国史研究』第九九・一〇〇号、ソウル、一九五—  
二二三頁。
- 劉曉 二〇〇七「元代公文起首語初探—兼論『全文文』所  
收順帝詔書等相關問題—」『文史』第八〇輯、北京、  
一七一—一八二頁。
- 梁正錫 二〇〇四「松広寺王命文書を通じて見た高麗公式  
令制誥規式」『韓国史学報』第一八号、ソウル、六九—  
一〇三頁。
- 盧明鎬 二〇〇〇「高麗時代の功臣録券と功臣教書」『韓国  
古代中世古文書研究』下巻、前掲、一一二—一二八頁（初出：  
一九九八）。
- 盧明鎬 他 二〇〇〇 a 『韓国古代中世古文書研究』上巻、  
ソウル大学校出版部、ソウル。
- 盧明鎬 他 二〇〇〇 b 『韓国古代中世古文書研究』下巻、  
前掲。

註

- (1) 本稿ではひとまず、差出人と受取人の間に授受關係をともなう文字史料を文書と定義することにしたい。そのため、戸籍や帳簿・記録類は検討の対象から除外する。また、外交文書についても基本的に言及しないこととする。
- (2) 朝鮮王朝（一三九二—一八九七年）の古文書については、日本語による簡単な概説がある（田川一九七六、朴竣鎬二〇〇九b）。なお朝鮮語文獻であるが、崔承熙の『韓国古文書研究』は、朝鮮王朝の古文書に関するもつとも体系的な著述として定評がある（崔承熙一九八九）。
- (3) 高麗の国王文書については、崔鉉植や朴宰佑による通時的な概論があるが（崔鉉植二〇〇〇、朴宰佑二〇〇五）、現在の研究水準に照らせば修正・補完すべき点が多い。官文書についても、金炯秀と朴宰佑によって高麗全時期にわたって分析されているが（金炯秀二〇〇八、朴宰佑二〇〇八）、後述するようにいくつかの問題点が指摘される。
- (4) 韓国の学界では、高麗を「内帝外王」（国内では皇帝として、国外に対しては王としてふるまう）の国家として捉える見解が定説化しているが、単純に高麗を皇帝国家とみなすことはできない。高麗は基本的に独自年号を立てることはなく、その君主を皇帝・天子と称した事例もごく少数にとどまるためである（森平二〇〇七：二五七—二五九）。高麗は、あくまで特定の局面においてのみ、皇帝の格式を用いたと捉えるべきであろう。
- (5) 欠損部分の脇に、別筆で小さく「右人張良守、真院所□□、判乙以点」という文言がみえるが、これは後代に書き加えられたものと推定されている。

(6) 矢木毅は、国王文書の冒頭の「勅」字は、「実際の文書においては特大の文字で大書するのが通例であるから、この一番目立つ文字を「勅」字から「教」字に改めることで、とりあえず、「天子」の制度を僭用しているという批判をかわす目的があつたのかもしれない」と推測する〔矢木二〇〇八a・四九七〕。

(7) 外交文書の例であるが、一二〇六年（熙宗二）、金州防禦使（地方官）が日本の対馬に送った「牒」の文面は、冒頭に「高麗国金州防禦使牒日本国対馬嶋」とあり、「右事須牒」と結局されている〔近藤二〇一〇・二〇〕。

(8) 「境清禅院慈寂禅师凌雲塔碑」（九四一年）という碑文には、「都評省帖」という文書が転載されている。これは、九三九年（太祖二二）、都評省（中央官府の一つ）と推定される）から寺院の門徒に発給されたもので、下行文書「帖」の形式を有している〔許一九八四・五二六―五二八、南一九九四〕。高麗における「帖」の用例はこの「都評省帖」しか発見されていないため、後世、「帖」が「貼」へと変化した、あるいは「帖」が「貼」と通用された可能性が指摘されている〔朴幸佑二〇〇八・九〕。なお、「貼」と「状」の形式と機能については、「金炯秀二〇〇八」でも取りあげられている。

(9) 唐においては、「状」「解」「刺」「牒」（上行文書）、「移」「関」「牒」（平行文書）、「帖」「符」「牒」（下行文書）など、宋では、「状」「牒」（上行文書）、「関」「牒」（平行文書）、「帖」「符」「劄子」「牒」（下行文書）、「教」（上行・平行・下行文書）など、非常に多くの形式の官文書が存在した〔赤木二〇〇八、中村一九九一・一九九六、平田二〇一二a・b〕。

(10) ただし、これらの文書にみえる「牒」や「符」という語は、高麗が唐・宋の皇帝文書の書式をまねたことから生じた、単なる文面上の修飾辞にすぎず、実際の官府・官僚間の行移文書には「貼」や「状」のみがやりとりされていたと想定することも可能であろう。

(11) 『高麗史』巻二八、忠烈王世家二八、元年六月癸丑、同書巻一二三、列伝三六、嬖幸一、李汾禮伝附櫛伝、『高麗史節要』巻一九、忠烈王元年六月。

(12) 『東人之文四六』巻六、教書、奨諭征西元帥金富軾。

(13) 「呉澄宣」の転載元の典籍には、呉澄とその夫人にあえられた文書（宣・勅牒）計一点が収められており、文書ごとにパクパ字と漢字とが並書されている。もともと宣・勅牒の正本はパクパ字で書かれていたが、これだけでは一般には理解しがたいため、別紙に漢字で記した副本を授けており、後人が文書を移録した際に両者を並書したものと推定されている〔神田一九八四・八五〕。

(14) とはいえ、「官教」が事元前の高麗にすでに存在したことは必ずしも否定しえないため、ここではあくまで可能性の指摘にとどめておきたい。

(15) 高麗末期、王命の語を「王旨」から「宣旨」と格上げしたことがあるが、これは一時の現象にすぎない。

(16) 一一二八年（忠烈王七）発給の「淳昌城隍大王封爵帖」や、一一二九年（忠烈王二二）発給の「淳昌城隍神尊号帖」、一三三七年（恭愍王六）発給の「僧録司帖」などがある〔韓國宗教史研究会編一九九八、金甲童一九九七、南一九九五、盧二〇〇〇a・四〇四―四〇五、四〇七―四〇八、四一四―四一七〕。

- (17) 元・明では、「呈」「申」「牒呈」（上行文書）、「咨」「関」（平行文書）、「帖」「照会」「箭付」（下行文書）などの官文書が使用されていた〔田中二〇〇〇、羅一九八六〕。
- (18) 一三七三年（恭愍王二二）頃、判繕工寺事から都評議使司に「状呈」（『吏文』巻二、請通朝貢道路咨）、翌年頃、司平巡衛府・大司憲から都評議使司に「呈」（同書、金甲雨盜売馬罪名咨）、また一三七五年（禡王元）頃、典客令から都評議使司に「呈」（同書、濟州行兵都評議使司申）が発給されている。
- (19) 一三七四年（禡王即位）頃、濟州行兵都統使贊成事から都評議使司に「牒」が発給されている（『吏文』巻二、濟州行兵都評議使司申）。
- (20) 一三七三年（恭愍王二二）頃、贊成事・密直副使から都評議使司に「関」（『吏文』巻二、請通朝貢道路咨）、翌年頃、密直使から都評議使司に「関」（同書、金義叛逆都評議使司申）が発給されている。
- (21) 一三七四年（恭愍王二三）頃、都評議使司から司平巡衛府・大司憲に「箭付」が発給されている（『吏文』巻二、金甲雨盜売馬罪名咨）。
- (22) 転載元のテキストにはいくつか誤脱がみられるため、ここでは校訂済みのテキストのみを掲示した。
- (23) 「張永帰任命箭付」は典籍に記載されたもので、その表題に「蒙古字箭付」とあることから、本文書は、元来、「パク」で漢字を音写したものと推定されている〔宮二〇〇四・二一三七〕。
- (24) 金炯秀は、「貼」の使用例のうち、最後に確認される事例が一三八二年（禡王八）であることから、そこから遠く

ない時期に「貼」の使用はやめられ、同様の機能をもつ文書は「関」や「帖」へと変化したと推測する〔金炯秀二〇〇八・一五九〕。ただ、金炯秀は『吏文』所収の文書について言及していないため、その見解には再検討の余地がある。

(25) 一三三四年（忠肅王復位三）発給の「李達漢宣」は、元の皇帝が高麗人の李達漢に武徳將軍（正五品・高麗国万户府万户という武官職をあたえた）、パクパ字の任命文書である〔金芳漢一九九九、照那斯図一九九五、沈二〇一三〕。原文書は残っておらず、族譜に転載された写しのみが伝わっている。

(26) 本文書は、元の帝師が、一二七〇年（元宗一一）以降のある時期、寺院保護のために発令したチベット文字特許状である。韓国の松広寺に伝来しており、高麗の寺院（あるいはその関係者）にあてて発給された可能性が高いと推定されている〔森平二〇一三b・三〇八〕。

附記：本稿は、松下幸之助記念財団の助成による研究成果の一部である。

（東京大学附属図書館アジア研究図書館  
上廣倫理財財団寄付研究部門特任研究員）